

第2次札幌新まちづくり計画の策定について

平成19年(2007年)6月7日
市民まちづくり局

1. 第2次札幌新まちづくり計画の策定趣旨

新まちづくり計画(平成16年度～18年度)は、施政方針「さっぽろ元気ビジョン」の実現に向けてのまちづくりのプランとして、中期的な政策目標や課題を明確にするとともに、その分野に対して経営資源を効率的に集中するため、実施すべき施策や事業の重点化を図った計画として構築したものであり、その推進にあたっては、効果的・効率的な実施に努めてきたところである。

このたび、新たな施政方針『さっぽろ元気ビジョン[第2ステージ](以下、「さっぽろ元気ビジョン」とする。)]が公表され、今後4年間の市政運営の基本方針とともに、その実現のための新たな「まちづくりのプラン」と「行財政改革のプラン」を策定することが示されたところである。

新施政方針が掲げる「市民の力みなぎる、文化と誇りあふれる街」を実現するための「まちづくりの基本的方向性」や、市長公約としてマニフェストで示された事項の実現を図るため、厳しい財政状況のなかにあっても、長期総合計画の基本的方向性を踏まえながら、計画期間内に重点的・優先的に実施すべき施策・事業を定めた新たな中期実施計画を早期に策定する必要がある。

また、自治基本条例においては、「総合的かつ計画的な行政運営を図るために総合計画を策定する」と規定されており、中期実施計画は、この総合計画のひとつと位置づけられている。

以上の趣旨から、平成19年度を初年度とする新たな中期実施計画である「第2次札幌新まちづくり計画(以下、第2次新まちづくり計画とする。)」を策定することとする。

2. 計画期間

今後4年間の施政方針である『さっぽろ元気ビジョン』を確実に実現するための施策・事業を明確にし、それを実施する観点から、計画期間は平成19年度から平成22年度(2007～2010年度)までの4年間とする。

3. 計画策定の基本的考え方

札幌市の財政状況は、財政構造改革プランの取組により、持続可能な財政構造への転換を進めてきたが、「中期財政見通し(平成19年5月)」で示されているとおり、経済状況の低迷や地方交付税制度の見直しにより、市税・地方交付税などの一般財源総額の減少が予想されるなか、人件費・扶助費・公債費の義務的経費や他会計繰出金の増加により、今後も多額の収支不足が見込まれている。

平成19年度一般会計においても、市税・地方交付税等の一般財源総額は、前計画であ

る新まちづくり計画初年度の平成 16 年度と比較し、80 億円程度減少しており、第 2 次新まちづくり計画の策定環境は、前回の計画策定時にも増して非常に厳しい状況におかれている。

一方で、これまでの長期総合計画や各種計画に基づく計画的なまちづくりの実施により、道路・公園、上下水道、公共施設などの都市基盤をはじめとする基本的な行政サービスはほぼ充足し、高い水準に達している。

こうした状況のなか、本格的な地方分権への対応を見据えながら、今後取り組む行政課題をしっかりと把握し、魅力と活力あるまちづくりを推進するとともに、計画策定にあたっては、新まちづくり計画市民会議からの提言である「まちづくりの大切な視点」などの市民意見を反映した前計画の重要な部分は引き継ぎながら、自治基本条例に基づく「情報共有」や「市民参加」による市民意向の把握や反映に努めるなど、市民自治が息づくまちづくりを進める必要がある。

以上のことから、第 2 次新まちづくり計画の策定においては、以下に掲げる事項に特に留意することとする。

政策目標等に沿った計画対象の重点化

中長期的に厳しさを増す財政状況を踏まえて、新まちづくり計画と同様に、第 2 次新まちづくり計画においても、政策目標や重点課題を明確にするとともに、その政策目標等を達成するために、特に重点的・優先的に実施する事業を計画事業として取り上げ、限られた経営資源の効果的な配分を図ることとする。

また、計画全体の理念として「計画推進の方針」を、施策・事業の構築や推進する上で踏まえる事項として「事業構築の視点」を定め、当該方針や視点に沿った施策や事業の展開を図ることとする。

ア 政策目標と重点課題の設定

施政方針『さっぽろ元気ビジョン』に掲げる「まちづくりの基本的方向性」を、第 2 次新まちづくり計画の計画体系とすることとし、「5 つの政策目標」、政策目標を達成するための「15 の重点課題」とその「施策の基本方針」を設定する。(別紙 1 参照)

イ 計画推進の方針と事業構築の視点

(ア) 計画推進の方針

新まちづくり計画市民会議から提言を受けた以下の 5 項目の「まちづくりの大切な視点」は、市民の目線から見たこれからのまちづくりに大切な視点であり、第 2 次新まちづくり計画においても、これを継承し、計画全体を推進する上で力点をおくべき方針と位置づける。(別紙 2 参照)

- ・ 市民自治の推進
- ・ さっぽろブランドの創出・継承
- ・ 持続発展が可能な都市の実現
- ・ 安心・安全なまちづくり
- ・ 市民活力の向上

(イ) 事業構築の視点

事業の構築や推進を図る上で踏まえるべき視点として、以下の6項目を設定するとともに、事業の計画化にあたっては重視することとする。(別紙2参照)

- ・ 市民参加と情報共有
- ・ 多様な民間資源の活用
- ・ 適切な規制と緩和
- ・ ストックの有効活用
- ・ 広域的な連携
- ・ 既存事業の見直しと新事業の創出

ウ 計画事業の対象範囲の絞り込みと適切な事業選択による重点化

計画事業については、将来の財政状況が予測困難であることを踏まえ、政策目標等を達成するための特に重点的・優先的な事業を計画化することとする。

計画事業の対象範囲としては、臨時的経費、経常的経費の区別なく、各重点課題ごとに定める施策の基本方針に沿ったものを基本とする。

ただし、市民生活の利便性向上に直接寄与しない経費、維持補修的、機能維持・更新的な経費、定例的・制度的な事業、団体への貸付金などについては、原則として取り上げない。また、公共事業については、施策の基本方針に沿ったものについて個別に計画化していく。

計画事業の検討にあたっては、政策目標や重点課題の「何に該当するか」ではなく、政策目標等の実現に向けて「何が真に必要であるか」との観点から、既存事業の見直しを含めた事業構築を積極的に行うとともに、計画対象範囲の事業であっても、前回の新まちづくり計画策定時を上回る非常に厳しい財政状況を認識し、事業の優先順位を見極めた取捨選別を行うなど、適切な事業選択による計画事業の重点化の徹底を図ること。(別紙3参照)

なお、平成19年度も計画期間とすることから、平成19年度事業については、年度の途中で追加・変更が必要となる事業はもとより、骨格予算分及び肉付予算分についても上記に掲げる計画対象要件に合致するものについては、計画の対象(平成19年度で終了する事業及び単年度限りの事業も含む。)であることに留意する。

市長公約の着実な実現

市長公約はマニフェストとして、任期中に実施する事柄と、その達成への期限・目標を示していることから、当該公約における施策・事業の重要性を認識し、その実施にあたっては効率的な事業構築を行い、その着実な実現に努めること。

市民意向の的確な把握と反映

自治基本条例の理念に則り、計画策定過程の各段階において、関連情報を市民へわかりやすく提供するとともに、チラシやインターネット等による意見募集に加え、有識者や子どもなどを対象としたアンケートの実施や、まちづくりに関するシンポジウム等の開催を通じて、市民意向の的確な把握に努めることとする。

把握した市民意向については、日頃寄せられる市民意見や要望と併せて、関連する

事業部局において、その趣旨を踏まえ、新規の事業化や既存事業の見直し改善のために活用及び反映を行うこと。特に、市長が直接対話をしているタウントークなどは、その質疑応答内容を常に把握し十分留意すること。

成果の重視と指標を用いたわかりやすい計画づくり

新まちづくり計画においては、まちづくりを担う市民・企業・行政などの各主体が協働して目指していく目標を具体的かつわかり易く示すとともに、計画推進の成果を把握する取組として、成果指標を試行的に導入した。そして、毎年度の進行管理のなかで、重点戦略課題ごとの成果を数値で示し、計画事業の効果的・効率的な推進に活用してきた。

第2次新まちづくり計画においても、前計画で設定した60の成果指標を踏まえながら、より適切な指標の選定やデータ把握方法の確立などの検証を加え、引き続き成果指標を設定し、その達成に資する事業を積極的に計画化することとする。

また、市長公約はマニフェストとして、その事柄ごとに達成の期限と目標が示されていることから、全計画事業において、原則として、計画期間内における事業進捗を表す数値目標（達成目標）を新たに設定し、事業内容や目標を市民にわかり易く明確に示すこととする。

全庁的プロジェクトによる検討

政策目標に対して組織横断的な取組を進めるため、政策目標ごとに全庁的なプロジェクトを設置し、重点課題における成果指標の検討や、重点課題に沿った事業構築・調整、また、計画策定後の進行管理などを行うこととする。なお、プロジェクトの設置・運営の詳細は別途通知する。

行財政運営の効率化

計画事業の検討にあたっては、職員一人ひとりが本市の厳しい財政状況を改めて認識し、今後策定を予定している行財政改革のプランの策定状況も踏まえながら、新まちづくり計画事業を含めた既存事業の抜本的な見直しや再構築を行い、最大限の効率化を図るとともに、その必要性、緊急性、有用性を検証し、事業の優先順位や行政が担うべきかを見極めながら、各重点課題における施策の基本方針に沿った新規・レベルアップ事業や市長公約の実現の事業に、限られた経営資源の重点化を図ることとする。また、計画事業の円滑な執行を進めるために、計画外事業となった事業についても、同様に抜本的な見直しや再構築に努めることとする。

4. 策定スケジュール

年 月	内 容	
	策 定 作 業	公 表 ・ 意 見 募 集
19年 6月7日	策定方針の各局区通知 庁内P J作業、各局区事業検討	策定方針公表[市民意見募集開始] 有識者アンケート、子どもアンケート実施 出前講座実施
7月24日	各局区計画事業調書等提出	
7月下旬	市民まちづくり局長ヒアリング	
8月上旬		主要計画想定事業等の概要公表 [市民意見募集] まちづくりトーク実施
9月中旬	市長査定	
10月上旬	計画(案)公表	パブリックコメント[市民意見募集]
11月中旬	パブリックコメント結果市長報告	
11月下旬	計画確定・公表	

計画事業調書提出後の日程は、前後することがある。

別紙 1 計画体系「5つの政策目標と15の重点課題」一覧

基本理念	政策目標	重点課題	施策の基本方針
市民の力みなぎる、文化と誇りあふれる街	子どもを 生み育て やすく、 健やかに はぐくむ 街	子どもを生み育てやすい環境づくり	子どもを安心して生み育てることができるまちづくりを目指し、さまざまな市民の知恵や経験を活かした地域での子育て支援体制や、母子の保健・医療の取組を充実させる。また、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を進める企業に対しての支援や、保育サービスの充実など、子育てと仕事の両立を支援する取組を推進する。
		未来を担う子どもが健やかに育つ環境の充実	札幌の明日を担う子どもたちが、未来に夢を持ち、個性や能力を発揮し、心身ともに健やかに育つ環境づくりを進めるため、自ら考える力や思いやりと豊かな心をはぐくむ取組を実施する。また、子どもの相談体制の強化や学びの意欲を育てるなど、のびのびと成長・発達していける教育環境の充実を、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たしながら連携して推進する。
	主体的な活動が生まれ、経済の活力みなぎる街	市民の主体的な地域づくりの支援	札幌市自治基本条例の下、市民が主体的に考え、行動できる街を目指し、まちづくりセンターを拠点として、まちづくり活動の機会の充実や、まちづくりに必要な情報の積極的な提供、まちづくり活動を行う団体間の連携の促進などを行うとともに、町内会活動やボランティア活動などの市民活動を一層応援し、市民が主役のまちづくりを進める。また、市民自治の実践として、まちづくりセンターの地域による自主運営化や雪対策の推進など、市民の主体的な活力あふれる地域づくりを支援する。
		札幌の経済を支える企業・人の支援	足腰の強い経済の活力みなぎる都市を目指し、地域の事業者を支援する「元気がんばれ資金」の創設や経営相談の実施、地元企業に対する国内外への販路拡大の支援や製造業の高付加価値化の促進など、札幌を支える産業を支援する。また、起業を目指す市民を対象としたさまざまな支援、若者、女性、中高年などに対する雇用機会の創出や就労支援に取り組むとともに、労働に関する問題解決の支援を行い、安心して働ける環境づくりを推進する。
		札幌らしい新産業の育成と企業の誘致	さっぽろのブランド力をさらに向上させるため、札幌市立大学をはじめとした研究機関が持つ知の資産と産業を結び、デザインやバイオの分野などで札幌らしい特色ある新産業を育成し、スイーツなどの食品関連産業とともに国内外に発信する。また、平成27年までにIT・コンテンツ産業売上高1兆円を目指し、人材・企業を育成し、映像を中心としたコンテンツ分野の取引の拡大を図るとともに、IT関連企業などを積極的に誘致する。
	高齢者・障がい者へのぬくもりあふれる街	高齢者の地域生活支援の充実	平成23年頃には65歳以上の高齢者が21%を超える超高齢社会を迎えると予測される中、高齢者が安心して健やかに地域生活を送れるよう、夜間対応型の訪問介護サービスなど高齢者への介護・保健福祉サービスの充実を図るとともに、多様な価値観を持つ高齢者が生きがいを持てるよう、さまざまな社会参加の機会を拡充する。
		障がい者の自立支援の促進	障がいのある人々が、持てる能力を十分に発揮し、福祉サービスの支援を受けながら、自らの意思で地域の中で自立と社会参加の実現を図れるよう、障がい者グループホームをはじめとした居住環境の整備を進める。また、障がいのある人を雇用する民間企業等への就労促進策を拡充するなど、自立支援の促進を図る。

基本理念	政策目標	重点課題	施策の基本方針
市民の力みなぎる、文化と誇りあふれる街	安全・安心で、人と環境にやさしい街	水とみどりの保全・育成と創出	みどり豊かな美しい風格ある街並みの実現や清らかな水環境の維持・回復を図るため、市民や企業との協働により、みどりの保全と創出を進める。また、人間の活動による環境負荷の減少に努め、水辺の保全やせせらぎを回復する取組を推進する。
		地球環境問題への対応と循環型社会の構築	「環境首都・札幌」を宣言し、地球温暖化対策の推進や循環型社会の構築を目指して、新エネルギーの活用やバイオディーゼル燃料の普及促進を通じた温室効果ガスの排出削減に取り組む。また、市民・事業者・行政が一体となって、ごみの発生抑制、再利用、リサイクルの取組や、市民一人ひとりが省資源、省エネルギーのための環境行動を実践するまちづくりを推進する。
		日常の身近な暮らしの安心の確保	安全で安心な日常の暮らしを確保し、充実した市民生活を実現するため、地域と協働し、防火・防犯に取り組むまちづくり活動の支援を行う。また、「地域の安全は地域で守る」ことを基本とする「(仮称)犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を制定するなど、安全で安心して暮らせる社会の実現を推進する。
		災害に強い安全なまちの整備	阪神・淡路大震災に代表される都市型大規模地震、集中豪雨や台風による大規模な洪水・土砂災害などから、市民生活の安全・安心を守るため、自主防災活動の充実を通して地域の防災力を高める。また、被災時の避難場所や応急活動の拠点となる公共施設の計画的な耐震改修や、災害時の非常通信を確保する防災行政無線の整備など、地域住民等と行政との協働による計画的な災害対策を講じ、災害に強い都市づくりを推進する。
	文化の薫る、都市の魅力が輝き、にぎわう街	札幌の特色を活かした文化芸術の振興	豊かな自然、冷涼な気候、情報に鋭敏な感性、進取の気風からはぐくまれる札幌の特色を活かして、多様な文化芸術を享受できるまちづくりを目指し、市民が街のいたるところでさまざまな文化芸術を楽しみながら実践し、表現・発信できる環境づくりを行う。また、市民や企業、NPOなどのさまざまな文化芸術活動や相互の交流を促進するとともに、札幌の文化芸術の魅力を国内外に積極的に発信していく。さらに、地域の優れた自然、文化、史跡などの文化遺産の保存と活用を推進するとともに、先住民族文化への市民理解の促進を図る。
		スポーツを楽しむ環境の充実と健康づくりの推進	生涯にわたり、市民のだれもが気軽にスポーツを楽しむことができるよう、地域住民が主体となった地域スポーツクラブの育成など、多様な市民ニーズに合わせたスポーツを楽しむ環境づくりを進めるとともに、市民の健康づくりを支援する。また、冬季スポーツの拠点機能の充実を図り、札幌ならではの冬のスポーツの新たな楽しみ方を発信する。
		将来を見据えた魅力ある都市の整備	都市の持続的な発展を目指し、市民・企業・行政が一体となって、都心の魅力と活力を高めるために実効性のあるまちづくりを進めるとともに、市民の日常生活を支える地域の拠点を再整備し、道都にふさわしい風格のある街並みにぎわいを創出する。また、公共交通機関を軸とした交通体系の確立を図り、人と環境を重視した快適で美しい街の実現を図る。
		新たな集客交流資源の創出と魅力の発信	世界の集客交流都市さっぽろの実現を目指し、札幌の魅力である、食や自然、文化芸術などのハード・ソフトの資産を集客交流資源として積極的に活用し、札幌独自の魅力づくりや観光資源の発掘を行うとともに、受入対応を充実するなど、観光やコンベンションの一層の振興を図る。また、道内各市町村とも連携して道内各地の食や観光などの情報を発信する拠点機能を充実するなど、集客交流を推進する。

別紙2 「計画推進の方針」及び「事業構築の視点」一覧

計画推進の方針

市民自治の推進	<p>市民がまちづくりの主体として、まちに愛着を持ってその役割を積極的に担い公共的な活動に取り組めるよう、市民自治のしくみづくりを進めるとともに、市民主体のまちづくり活動を支援する。</p> <p>また、障がいのある人や子ども、外国人市民などさまざまな市民の参加を促進する。</p>
さっぽろブランドの創出・継承	<p>まちの自然・風土・歴史・文化などに根ざした北方都市札幌ならではの魅力をまもり、創り、育て、市民生活をより楽しくゆたかなものとしていくために、札幌の個性、資源を活かした取り組みや将来に向けた新たな芽となる取り組みを進め、さっぽろブランドとして国内外に発信する。</p>
持続発展が可能な都市の実現	<p>ゆたかな自然と共生し、市民一人ひとりが環境に配慮するような生活文化が定着した持続発展が可能な都市を創出するために、CO₂を削減したりみどりをさらにゆたかにするための市民・企業の自主的な環境保全活動や、環境に優しい企業活動を支援するとともに、次の時代に向けた新しい取り組みを進めていく。</p>
安心・安全なまちづくり	<p>誰もが安心・安全に暮らし、生きいきと活動できる共生のまちを実現するため、市民・企業・行政など都市の構成員がそれぞれの役割を担いながら、住まいや外出時の移動、さまざまな相談や介護、就労の支援など、日々の暮らしを支える環境の充実に取り組む。</p> <p>また、地域での防犯活動を促進するとともに、もしものときに市民の生命の安全を守るための体制を強化する。</p>
市民活力の向上	<p>札幌のまち全体の活力を高めるため、中小企業や起業者、NPOの経営、創業、活動を支援するとともに、市民が自主的・自発的に行う芸術・文化活動やまちづくり活動の場を広げていく。</p> <p>また、市民による都心や地域のにぎわいづくりを支援するとともに、子どもたちの体験活動の場を広げていく。さらに、子どもや市民のさまざまな学習ニーズにも応えていく。</p>

事業構築の視点

市民参加と情報共有	<p>まちづくりの主役である市民の意見を反映するため、市政への多様な市民参加や、必要な情報提供、市民間の情報共有を進める。</p>
多様な民間資源の活用	<p>団塊の世代などの人材やNPOなどを活用した事業展開や、PFIなどの民間資金やノウハウを活用した事業手法に取り組む。</p>
適切な規制と緩和	<p>公共的な空間や公共施設の利用のあり方など、まちづくりで必要となる適切な規制や、市民活動を活性化する規制の緩和を推進する。</p>
ストックの有効活用	<p>社会資本整備が一定の水準に達していることから、既存施設や跡地の再利用や多目的利用などの有効活用を図る。</p>
広域的な連携	<p>道都機能の強化に資する先進的・実験的な取り組みを進めるとともに、関係する市町村との連携を強化するような取り組みを進める。</p>
既存事業の見直しと新事業の創出	<p>厳しい財政状況が見込まれることから、スクラップ&ビルドの観点により、既存事業の見直しを図り、事業の再構築及び新たな事業を創出する。</p>

別紙3 計画事業の対象範囲について

(基本的な対象範囲の考え方)

- 1 臨時的経費、経常的経費の区別なく、各重点課題ごとに定める施策の基本方針に沿った事業を基本として対象とする。

[具体的な対象事業の考え方]

施策の基本方針に直接的に寄与する新規・レベルアップ事業。

施策の基本方針に直接的に寄与する重点的に進めるべき継続事業。

(対象範囲外事業の考え方)

- 1 各重点課題ごとに定める施策の基本方針に直接的に寄与しない事業。
- 2 定例的・制度的な事業、団体への貸付金、調査のみの事業、企業会計などへの繰出金。
- 3 保全業務、維持補修、機能維持・更新的な経費(大規模改造、改修を含む)。
- 4 新規事業であっても、維持管理や施設解体など事業実施の可否に判断余地が少ないもの。
- 5 市民生活の利便性向上に直接資することがないと思われる経費(システム関係経費等)。
- 6 公共事業については、事業費や事業量を重視した総量的な計上方法ではなく、施策の基本方針に沿った事柄で重点的に進めるべきものを個別に計画化する。

(留意点)

- 1 市長公約実現の計画でもあることから、マニフェストに掲載されたまちづくりに関する事柄は積極的に事業化の検討を行うこと。
- 2 計画対象事業のレベルについては、新まちづくり計画事業や通常の当初予算市長査定項目と同程度とし、政策的判断を要するか否かを目安とすること。
- 3 対象範囲の事業であっても、成果指標の向上に資するか否か、重点課題に掲げる「施策の基本方針」を推進するために真に必要なかどうか、厳しい財政状況にあっても計画期間内に札幌市として重点的に行う事業かどうか、など総合的に判断して要求段階から事業の選択を行い、重点化の徹底を図ること。
- 4 計画期間内で事業が具体化しない事業(調査のみの事業等)は基本的に対象外とするが、まちづくりの重要な方向性を左右するような検討を行う事業で、計画期間以降に事業化が予想される事業(例:重要事項のあり方調査、基本構想、基本計画等)は、計画対象とする。
- 5 頑張る地方応援プログラムで位置づけられた事業で、臨時的経費事業は計画対象とする。
- 6 施策の基本方針に沿った市民生活の向上に直接寄与する建物の新築、改築、増築、機能改善、用途転用で、19年度予算においてその方向性が決定しているもの、また、市長公約で掲げられているものは計画対象とする。
- 7 市有建築物耐震化緊急5カ年計画で計上されている改築、耐震改修は計画対象とする。
- 8 上記6及び7に該当しない、新築、改築、増築、機能改善、用途転用については、市有建築物のストックマネジメント推進方針に基づき都市局建築部が中心となり実施する、市有建築物中期整備計画の取組を通して、計画化する事業を整理することとする。
- 9 他団体との連携や職員の直接従事、また、一般的な内部的経費などにより、特段の歳出予算を伴わない事業(いわゆるゼロ予算的事業)について、積極的に事業化の検討を図ること。
- 10 施設建設については、既に事業着手しているものを除いて、「事業構築の視点」に定めるPFIあるいはPFI的手法など民間資金やノウハウの活用について積極的に検討すること。
- 11 計画事業の決定においては、「計画推進の方針」及び「事業構築の視点」を踏まえた事業、成果指標の向上に資する事業など、政策目標を効果的に達成するものについては積極的に取り上げていくこととする。
- 12 事業のまとめりとして複数部局が一の事業に関わる場合、各局からの計画事業調書とは別に取りまとめの局を定めて、事業の全体像が把握できる調書を提出すること。